

自行

一 設置推進事業補助 仮申請書

- 電子申請は
コチラ



※その他 申請者の同意を得ている親族等が申請する場合は、その氏名・電話番号等を記入欄の余白に記載ください。

- | 書 類 名 | 窓 口 |
|-------------|--------------------------|
| ・建築計画概要書 | 品川区都市環境部建築課
(本庁舎 6 階) |
| ・台帳記載事項証明書 | |
| ・建物の登記事項証明書 | 東京法務局品川出張所 (本庁舎 1 階) |

- 簡易タイプ**
分電盤タイプ
 の感震ブレーカー
 設置について

**申込先・
お問い合わせに
ついて**

しながわ防災体験館 (品川区役所第二庁舎2階)
〒140-8715 品川区広町二丁目1番36号
TEL/FAX: 5742-9098

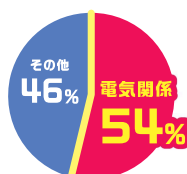
品川区 防災まちづくり部 防災課
TEL: 5742-7134 / FAX: 3777-1181

**ブレーカー
OFF!**



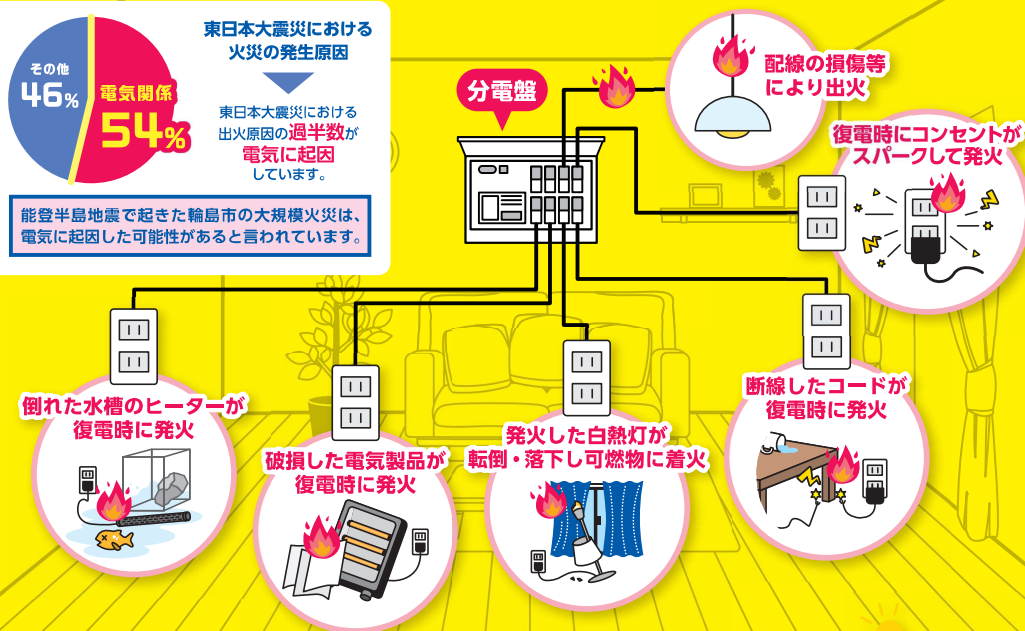
品川区からのお知らせ

かん しん 感震ブレーカーの設置費用を一部補助します!



東日本大震災における
出火原因の過半数が
電気に起因
しています。

能登半島地震で起きた輪島市の大規模火災は、
電気に起因した可能性があるとされています。



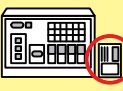
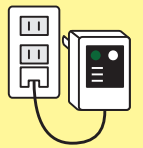
かん しん 感震ブレーカーとは？

電気製品が転倒して
いないか等を確認して
からブレーカーを戻すことができるから、**破損
や転倒した電気製品に通電することによる
火災(通電火災)を防ぐ**ことができるよ!

[illegible]

本パンフレットを個別に必要な方は、しながわ防災体験館（TEL:5742-9098）へお問い合わせください。

※補助対象は「分電盤（内蔵型・接続型）」と「アース付コンセント型」です。

タイプ	一括遮断 補助対象	分電盤 (内蔵型・接続型)	一括遮断 補助対象	アース付コンセント型	一括遮断	おもり玉・バナ式	特定機器遮断	コンセント式
概要	分電盤に内蔵または接続されたセンサーが揺れを検知し、ブレーカーを落とす。		アース付コンセントに差し込むだけで、震度 5 強相当の地震波を検知するとブレーカーを落とす。		ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断する。		内蔵されたセンサーが揺れを検知し、コンセントから電気を遮断する。	
遮断範囲	住宅内すべての電気供給 				住宅内すべての電気供給 		感震ブレーカーに接続した機器のみ 	
費用 (工事費含む)	【内蔵型】 7～8 万円程度 (単 2・6 回路前後) ※分電盤の種類によっては、取付できない場合があります。 		【接続型】 3～4 万円程度 		1 万 5 千円程度* ※アース配線がない場合は、別途費用がかかります。 		4 千円程度 	
補助率・額 (工事費含む) (上限)	一般世帯		高齢者・障害者等の世帯		一般世帯		高齢者・障害者等の世帯	
	申請額の 5/6 (上限 8 万円)		申請額の 7/8 (上限 10 万円)		申請額の全額 (上限 3 万円)			
工事等	申込者の申請に基づき、区から電気工事業者*へ依頼します。 ※東京都電気工事工業組合品川・目黒地区本部の住宅電気工事センター加盟業者を区指定業者とし、工事等を実施します。 							

※令和7年度は区の補助金に加えて、都補助金が適用される場合があります。

申し込みは
どうすれば
いいの？

一般世帯	高齢者・障害者等の世帯
木造住宅に居住している世帯	木造住宅に居住している世帯のうち ・ 65歳以上の者のみで構成された世帯 ・ 身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている者のみで構成された世帯
木造住宅に居住している世帯	・ 65歳以上の者と身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている者のみで構成された世帯 ・ 要介護3～5かつ65歳以上の者が属する世帯 ・ 1～2級(度)に該当する身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている者が属する世帯

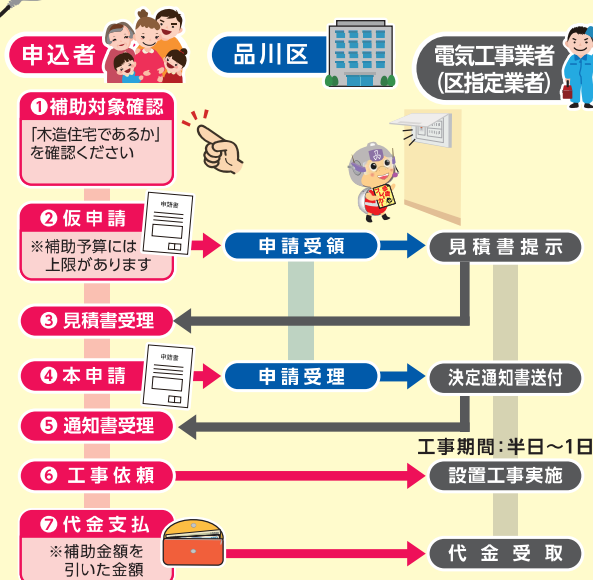


希望される方は、品川区電子申請サービス、または裏面の「品川区感震ブレーカー設置推進事業補助仮申請書」に記載の上、お申し込みください。

なお、予算上限に達した場合や機器の調達が難しい場合などは、先着順をもって受付を終了するため、お早めに申し込みください。

手続きの流れ

本申請より標準 2 か月程度で設置完了します。



- ①「木造住宅であるか」の確認は、本チラシの申込記入ページを確認ください。
本申請の際に「木造住宅であること」の公的な証明書が必要となります。
 - ②本チラシの申込書を品川区電子申請、郵送またはFAXにて送付ください。区にて申込受領後、14日以内にご連絡が取れない場合はキャンセル扱いとなります。
 - ③電気工事業者から連絡します。
感震ブレーカーを設置できるかを実際に訪問して確認し、見積書を提示します。
 - ④見積書を確認後、改めて電気工事業者に設置をする旨を連絡し、申請書類を提出ください。
 - ⑤**助成の決定通知書をお受け取りください。**
 - ⑥取り付けする日程を決め、設置工事を行います。
 - ⑦補助金額を引いた金額を電気工事業者に支払い、領収書を受け取ってください。
- ※補助金の請求は、電気工事業者が区に行います。